# FIXED AMOUNT ELECTRONIC CREDIT CARD SYSTEM

**KAWABATA MASARU** 

Publication number: JP2002032687

Publication date: 2002-01-31

Inventor:

Applicant: GAKKEN CO LTD

**Classification:** 

- international:

*G06Q30/00; G06Q20/00;* G06Q30/00; G06Q20/00; (IPC1-7): G06F17/60

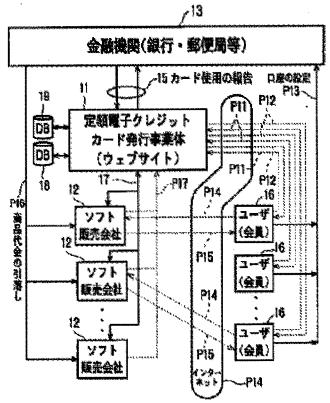
- European:

Application number: JP20000216483 20000717 Priority number(s): JP20000216483 20000717

Report a data error here

## Abstract of JP2002032687

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide a fixed electronic credit card system suited to the settlement of an intangible small amount merchandise purchase in electronic commerce using the Internet. SOLUTION: The system is constructed of a credit card applying Web site 11A. at least one software sales Web site 12A and a financial institution 13. The Web site 11A receives the application of member registration from a user through the Internet, registers him/her as a member, provides this user an ID, a password and a fixed amount electronic credit card set with a fixed amount. The Web site 11B sells a software through the Internet and is in cooperation with a company 11 operating the Web site 11A to sell the software to the user based on the balance of the fixed amount electronic credit card. The financial institution has the account of the user and is in cooperation with a company concerning the payment of the used amount of the fixed amount electronic credit card.



### Data supplied from the esp@cenet database - Worldwide

(12) 公開特許公報(A)

(19)日本国特許庁(JP)

(11)特許出憲公開番号 特開2002-32687 (P2002-32687A)

(43)公開日 平成14年1月31日(2002.1.31)

(51) Int.Cl.	識別記号	ΡI	<del>テー</del> マコート <sup>*</sup> ( <b>参考)</b>
G06F 17/60	408	G06F 17/60	408 5B049
	802		802E 5B055
	402		402
	410		410C

審査請求 米請求 請求項の数5 OL (全7頁)

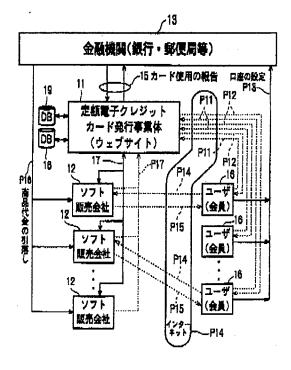
(21)出旗警号	特层2000-216483(P2000-216483)	(71)出版人 000000930 株式会社学習研究社
(22)出顧日	平成12年7月17日(2000.7.17)	東京都大田区上池台4丁目40番5号 (72) 発明者 川畑 勝 東京都大田区上池台4丁目40番6号 株式
		会社学習研究社内 (74)代理人 100067356 弁理士 下田 客一郎 (外1名) Fターム(参考) 58049 AA05 BB00 BB25 CC05 CC38 FF07 GC02
		58055 CB09

(54) 【発明の名称】 定額電子クレジットカードシステム

(57)【要約】

【課題】 インターネットを利用する電子商取引で無体 物である小額商品購入等の決済に適した定額電子クレジ ットカードシステムを提供する。

【解決手段】 クレジットカード申込みウェブサイト1 1Aと少なくとも1つのソフト販売ウェブサイト12A と金融機関13から構築される。ウェブサイト11A は、インターネットを経由したユーザから会員登録の申 込みを受け付け、会員として登録し、このユーザに対し 1Dとパスワードを提供しかつ定額が設定された定額電 子クレジットカードを提供する。ウェブサイト11B は、インターネットを介してソフトを販売し、かつウェ ブサイト11Aを運営する事業体11と提携関係にあっ て定額電子クレジットカードの残高に基づきソフトをユ ーザに販売する。金融機関は、定額電子クレジットカー ドの利用金額を支払いについて、ユーザの口座を有しか つ事業体と提携関係を有している。



#### 【特許請求の範囲】

【請求項1】 ユーザから会員登録の申込みを受け付け かつユーザ特定情報の入力を受けて前記ユーザを会員と して登録し、会員となった前記ユーザに対してIDとパ スワードを提示しかつ定額が設定されたクレジットカー ド・エンティティを提供するクレジットカード申込みウ エブサイトと、

1

インターネットを介して無体物商品を販売し、かつ前記 クレジットカード申込みウェブサイトを運営する事業体 ィの残高に基づき前記無体物商品を前記ユーザに販売す る少なくとも1つの無体物商品販売ウェブサイトと、 前記クレジットカード・エンティティの利用金額の支払 いについて、前記ユーザの口座を有しかつ前記事業体と 提携関係を育する金融機関とから成り、

前記クレジットカード・エンティティを入手した前記ユ ーザは、前記インターネットを介して前記無体物商品版 売ウェブサイトにアクセスし、前記IDと前記パスワー ドを用いて前記クレジットカード・エンティティの前記 残高の範囲内で前記無体物商品を前記インターネットを 20 介して購入することを特徴とする定額電子クレジットカ ードシステム。

【請求項2】 前記無体物商品は、ゲームソフト、音楽 ソフト、電子ブックに係るデータ、これらに頻似する応 用ソフトのいずれかであることを特徴とする請求項1記 載の定額電子クレジットカードシステム。

【請求項3】 前記ユーザは未成年の者であり、定額が 設定された前記クレジットカード・エンティティは小額 取引用クレジットカード・エンティティであることを特 徴とする請求項1記載の定額電子クレジットカードシス 30 テム。

【請求項4】 前記小額取引用クレジットカード・エン ティティで設定される金額は、一定期間の予想取引金額 を想定して定められることを特徴とする請求項3記載の 定額電子クレジットガードシステム。

【請求項5】 前記クレジットカード・エンティティは クレジットカードであり、このクレジットカードは会員 登録の後に前記事業体から会員となった前記ユーザに発 送されることを特徴とする請求項1記載の定額電子クレ ジットカードシステム。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】本発明は定額電子クレジット カードシステムに関し、特に、インターネットを利用し て無体物商品を購入する電子商取引で小額商品購入等の 決済に適した定額電子クレジットカードシステムに関す వ.

[0002]

【従来の技術】近年ITの発展に伴ってインターネット の苦及が顕著である。インターネットでは、各種企業が 50 る。購入商品の金類は、プロバイダとの契約口座等から

特開2002-32687 2

自社のホームページを有し、自社製品の販売サイトを構 築している。簡品販売サイトではそれぞれの様々な商品 が販売される。インターネット上の商品の販売は、直接 に当該商品を販売するメーカ企業のウェブサイト、ある いは商品販売を代行する販売代理店のウェブサイトによ って行われる。

【0003】電子商取引での技術的問題の1つとして決 済システムの構築がある。現在いくつかの決済システム が提案されている。一例として既存のリアル店舗である と提携関係にあって前記クレジットカード・エンティテ 10 コンビニエンス・ストア(以下「コンビニ」という)を 利用した決済システムが存在する。この決済システム は、ユーザ(消費者)がインターネットを介して例えば メーカ企業サイトに対して商品購入の注文を出し、メー カ企業が当該商品をユーザの近くに位置するコンビニに 注文商品を発送し、ユーザが当該コンビニで代金引換で 商品を手に入れるというシステムである。このようなコ ンビニを利用した決済システムまたは決済方法の適用 は、通常、有体物あるいはこれに類似する商品の売買に 限定される。類似商品の例としては、例えばパソコンに インストールされて使用される応用ソフト、あるいはゲ ームソフトのごとく、商品の内容自体はプログラムであ って無形のものであるが、CDやFD、その他の格納器 に保存され、パッケージとして商品化されたものを挙げ ることができる。

> 【0004】上記のコンビニを利用した決済システム は、インターネットを利用して販売店舗サイトから直接 にダウンロードで購入する音楽ソフト等の無体物の商品 の決済には向いていない。

【0005】インターネットを経由して無体物の商品を 購入する場合の決済の仕方としては、現在のところ、3 つの方法が提案されている。第1の方法はクレジットカ ードを用いる方法、第2の方法はプリペイドカードを用 いる方法、第3の方法はプロバイダによる支払い代行の 方法である。クレジットカードを用いる決済方法では、 ユーザが自身のコンピュータで販売店舗サイトにアクセ スし、そのホームページ上で商品の注文を出すと共にク レジットカードの番号を入力する。商品の購入金額はク レジットカードの番号で指定される口座から自動的に引 き落とされる。プリペイドカードを用いる決済方法で

40 は、予め当該ブリペイドカードを購入しておき、ユーザ が自身のコンピュータで販売店舗サイトにアクセスし、 そのホームページ上で商品の注文を出すと共にプリペイ ドカードの裏に示された暗号を入力する。プリペイドカ ードに関しては、予め設定された金額から購入商品の価 格金額が差し引かれ、その差額に関する情報が提示され る。プロバイダによる支払い代行の決済方法では、同様 に、ユーザが自身のコンピュータで販売店舗サイトにア クセスし、そのホームページ上で商品の注文を出すと共 にプロバイダに登録している1Dと暗証番号を入力す

(3)

自動的に引き落とされる。

[0006]

【発明が解決しようとする課題】インターネットを利用 した電子商取引において、特にゲームソフト、音楽ソフ ト、その他の応用ソフト等の無形(無体物)の商品の購 入での決済の仕方について検討する。

3

【00007】上記の無体物商品の電子商取引に基づく購 入では、一般的に、前述した第1から第3の決済方法が 考えられる。しかし、現在のところ、インターネット上 で有料配布される情報(ゲームソフト等の無体物の商 品)の料金を安全に、かつ簡便に徴収するための決済シ ステムは存在しない。上記クレジットカードはカード番 号が盗難されやすく安全性の点で問題がある。上記プリ ペイドカードは事前購入する必要があり、購入場所も不 明確で、不便である。上記プロバイダの支払い代行は、 プロバイダ側での負担が大きいので、これを行わないプ ロバイダも多く、そのようなプロバイダの加入者は実際 にこの決済システムを実施することは困難な状態にあ る。

【0008】インターネット上での無体物商品に適した 20 決済システムとして、安全性、利便性、汎用性の条件を 満たすという観点では、上記クレジットカードを利用す る決済システムが最も望ましいと考えられる。しかし、 現在のクレジットカードによれば、クレジット番号の盗 難というマイナスイメージを払拭することができないと いう状況にある。

【0009】そこで、インターネット上での無体物商品 の電子商取引の決済システムに適するようにクレジット カードを改良し、活用可能なクレジットカード決済シス テムが要望される。

【0010】インターネットを利用した無体物商品等の 電子商取引においてクレジットカードによる決済システ ムを活用できるようにするためには、次の点を考慮する ことが重要である。すなわち、クレジットカードの番号 の盗難を完全に防止できないという前提に立って、仮に 盗難が発生してクレジットカードの所有者が損害を受け た場合にも、その損害が最小限に抑えられるようにする ことである。また、例えば中学生や高校生がゲームソフ トや音楽ソフト等を手に入れる場合を想定するとき、金 額を制限された電子商取引用クレジットカードは社会の 40 要請に沿うものである。

【0011】本発明の目的は、上記の要認に鑑み、イン ターネットを利用する電子商取引で無体物である小額商 品購入等の決済に適した定額電子クレジットカードシス テムを提供することにある。

[0012]

【課題を解決するための手段および作用】本発明に係る 定額電子クレジットカードシステムは、上記目的を達成 するため、次のように構成される。

.【0013】本発明に係る定額電子クレジットカードシ 50 をインターネットを中心に示す構成図である。

特購2002-32687

ステム(請求項1に対応)は、クレジットカード申込み ウェブサイトと少なくとも1つの無体物商品販売ウェブ サイトと金融機関から構築される。クレジットカード串 込みウェブサイトは、インターネットを経由したユーザ から会員登録の申込みを受け付けかつユーザ特定情報の 入力を受けてユーザを会員として登録し、会員となった ユーザに対してIDとパスワードを提供しかつ定額が設 定されたクレジットカード・エンティティを提供する。 無体物商品販売ウェブサイトは、例えばソフト販売会社 10 のソフト販売ウェブサイトである。この無体物商品販売 ウェブサイトは、インターネットを介して無体物商品を 販売し、かつクレジットカード申込みウェブサイトを選 営する事業体と提携関係にあってクレジットカード・エ ンティティの記録残高に基づき無体物商品をユーザに販 売する。金融機関は、クレジットカード・エンティティ の利用金額の支払いについて、ユーザの口座を有しかつ 事業体と提携関係を有している。以上の構成において、 クレジットカード・エンティティを入手したユーザは、 インターネットを介して無体物商品販売ウェブサイトに アクセスし、クレジットカード・エンティティの記録残 高の範囲内で無体物商品をインターネットを介して購入 する.

【0014】上記のシステム構成において、好ましく は、無体物商品は、ゲームソフト、音楽ソフト、電子ブ ックに係るデータ、これらに類似する応用ソフトのいず れかである(請求項2に対応)。

【0015】さちに上記のシステム構成において、好ま しくは、ユーザは中学生や高校生等の未成年の者であ り、定額が設定された電子式のクレジットカード・エン 30 ティティは小額取引用クレジットカード・エンティティ である(諸求項3に対応)。

【0016】上記のシステム構成において、好ましく は、小額取引用クレジットカード・エンティティで設定 される金額は、一定期間の予想取引金額を想定して定め ちれることで特徴付けられる(請求項4に対応)。さら にクレジットカード・エンティティは有体のクレジット カードであり、このクレジットカードは会員登録の後に 前記事業体から会員となったユーザに発送される(請求 項5に対応)。

[0017]

【発明の実施の形態】以下に、添付された図1~図3に 基づいて本発明の好適な実施形態を説明する。図1は本 発明に係る定額電子クレジットカードシステムを実現す るための関連する組織(事業体や企業)とユーザの関係 を示す全体的な組織構成の概念図、図2はクレジットカ ード申込みウェブサイトを中心にして申込み手続きと電 子クレジットカード入手と商品の注文・購入のプロセス を説明するための時系列に基づく関係図、図3は本発明 に係る定額電子クレジットカードシステムの利用態様例 をインターネットを中心に示す構成図である。 Б

(4)

【0018】図1に示すように、本実施形態による定額 電子クレジットカードシステムを構築するにあたって、 少なくとも1つの定額電子クレジットカードを発行する 少なくとも1つの事業体(定額電子クレジットカード発 行事業体)11、この事業体11との間で定額電子クレ ジットカードの利用に関して提携関係にある複数のソフ ト販売会社12、口座引落しに関連して提携関係を有す る金融機関(銀行、郵便局等)13が関与している。本 実施形態による定額電子クレジットカードは、その役割 であるが、インターネット14の上において無体物商品 の販売・購入に関する電子商取引の決済に使用されるも のであるので、厳密には一致していない。相違点として は第1に本実施形態による電子クレジットカードは、無 制限の金額で使用できるものではなく、インターネット 14上でのクレジットカード番号の盗難の蓋然性を想定 して、予め支払い可能な金額の上限が設定され、定額電 子クレジットカードとして作られていることである。ま た第2に電子クレジットカードとして有体物として作る こともできるが、カード自体は有体の実際の物として存 20 在させる必要はない。つまり、インターネット14上で の電子商取引で現実のクレジットカードと同様な機能が 実現されれば十分なのである。以上の観点から、本実施 形態による定額電子クレジットカードは、クレジットカ ード・エンティティ(既存のクレジットカードと同様に 機能し得る現実または仮想の実在物)として認識される ものである。しかし、説明の便宜を考慮して、本実施形 「態の説明では「クレジットカード」という名称を用いる ことにする。

【0019】上記の定額電子クレジットカードは、本来 30 的には、小学生、中学生、高校生等の未成年者が、イン ターネット14を利用して、ゲームソフト、音楽ソフト などの比較的に低額の無体物商品をダウンロードによっ て購入する場合の決済方法として使用されることを想定 している。換言すれば、小額取引のための専用決済シス テムとして考えられたものである。従ってこのような場 合には、定額電子クレジットカードの「定額」とは、具 体的に、例えば、1か月につき2000円、5000 円、10000円等に定められる。このような金額であ れば、仮にクレジットカード番号の盗難が発生して損害 40 が生じたとしても、大きな被害にならないと考えられ る。

【0020】なお当然のことながら、定額電子クレジッ トカードは、未成年者用に限定されるものではなく、利 用を拡大して大人用に作ることができるのは勿論であ る。この場合には、定額電子クレジットカードで定めら れる金額の上限は、その経済力に応じて高く設定され る。ただしこの場合においても、インターネット上での クレジットカード番号の漏洩、盗難を考えると、金額の 上限を無制限に定めることは望ましいものではない。

特開2002-32687 6

【0021】定額電子クレジットカードは、インターネ ット14の上で送受することが可能な比較的に小額な無 体物商品の売買の決済方法として好適である。無体物商 品としては、未成年用には上記のごときゲームソフトや 音楽ソフト、その他に学習用ソフト、情報ソフト、これ らに類似するソフトが考えられる。さらに大人用には、 趣味のソフト、電子ブック、会計ソフト、その他のあら ゆる応用ソフトが考えられる。そこで無体物商品を販売 するウェブサイトとしては、この実施形態では、図1に としては既存の現実のクレジットカードに相当するもの 10 示すごとく、各種のソフトを販売する複数のソフト販売 会社12が示されている。図1において、複数のソフト 販売会社12のそれぞれは異なるソフトを販売している ものとする。しかも、これらのソフト販売会社12は、 それぞれ専用の販売用店舗ウェブサイトをインターネッ ト14で開設し、販売対象のソフトをインターネット1 4を経由してダウンロードによって購入者(消費者)に 提供する形で販売を行うものである。ソフト販売会社1 2は、定額電子クレジットカードの利用による商品購入 を可能にするために、事業体11に申込みを行い事業体 11との間で定額電子クレジットカード使用を許可する 提携関係17を形成している。

> 【0022】金融機関13は定額電子クレジットカード 発行事業体11と提携関係にある。事業体11がユーザ (会員) に対して発行した定額電子クレジットカード が、商品購入で使用される場合において、支払い金額が ユーザの口座から引き落される。この場合において、ユ ーザの口座は予め金融機関18に設けられる。事業体1 1と金融機関13の間では、発行された定額電子クレジ ットカードに関して、カード使用の報告15がなされ る。カード使用の報告15には、例えば発行された定額 電子クレジットカードに関するクレジットカード番号、 口座番号、口座名義人(ユーザ)の氏名や住所等、カー ドの設定金額、使用後のカード残高等が含まれる。 【0023】図1に示されたシステム構成では幾人かの ユーザ16が示されている。ユーザ16は、事業体11 との間で、定額電子クレジットカードシステムの利用お よびそれによるサービス提供を受けるための申込みを行 って、会員になっているものとする。複数のユーザ16 の各々は、インターネット14を経由して事業体11の ウェブサイトにアクセスを行って定額電子クレジットカ ードによるサービス提供の中込みを行い(手続きP1 1)、これにより会員登録を行い、そのときに定額電子 クレジットカードの発行を受ける(手続きP12)。こ の際に同時に定額電子クレジットカードの使用の際の料 金支払い用の口座の設定が行われる(手続きP13と上 記のカード使用の報告15)。こうして会員登録された ユーザ16は、自身に発行された定額電子クレジットカ ードの残高の範囲内でゲームソフトや音楽ソフト等の無

体物商品をインターネット14を経由して購入すること

50 ができる。図1に示すごとく、例えばユーザ16は、い

2008年 6月 2日 19時54分

(5)

ずれかのソフト販売会社12の販売ウェブサイトにアク セスして商品購入の注文を出す(手続きP14)。その 際にはユーザ16は自身を特定する事項と定額電子クレ ジットカードに関する情報を提供する。これに応じてソ フト販売会社12は、購入希望のソフトをインターネッ ト14を経由してユーザ16のコンピュータへダウンロ ードさせる(手続きP15)。その後、ソフト販売会社 12は、金融機関13におけるユーザ16の指定口座か ら商品代金の引落しを行う(手続きP16)。ソフト販 売会社には商品代金の一部をカード使用手数料としてカ 10 録が完了した報告がなされ、定額電子クレジットカード ード発行事業体11に支払う(手続きP17)。以上の ごとくして、インターネット14を利用した無体物商品 の電子商取引における決済システムとして定額電子クレ ジットカードシステムが構築される。

7

【0024】定額電子クレジットカード発行事業体11 においては、会員登録されたユーザ18に関する個人特 定、および使用可能金額等のデータを管理するための会 員データベース18と、提携関係にあるソフト販売会社 12に関する会社特定、およびソフト売り上げ情報等の データを管理するための会社データベース19が設けら 20 れている。

【0025】次に、図2を参照して定額電子クレジット カードの申込みと利用の一例に関するプロセスを説明す న్ల

【0026】図2では、ユーザ16と定額電子クレジッ トカード発行事業体11とソフト販売会社12との間の やり取り(手続き)が、より具体的に示されている。こ れらの間のやり取りはインターネット14を経由して行 われるので、実際に、ユーザ18ではインターネット端 末16A、定額電子クレジットカード発行事業体11で 30 はクレジットカード申込みウェブサイト11A、ソフト 販売会社12ではソフト販売ウェブサイト12Aとの間 のやり取りとなる。定額電子クレジットカード発行事業 体11では、最初の手続きは定額電子クレジットカード の申込み手続きであるので、クレジットカード申込みウ ェブサイト11Aと名づけたが、後段ではソフト商品購 入に関与している。実際には、図3に示されるように定 額電子クレジットカード発行事業体11のウェブサイト 11Aには、申込み用のサーバ11aと商品注文用のサ ーバ11bが設けられている。

【0027】申込みのプロセスについて説明する。ユー ザ16は、自身のインターネット端末16Aにより定額 |電子クレジットカードのサービスを受けるための会員登 鎌申込みのためのアクセスを行う(手続きP21)。こ のアクセスを受付けると、ウェブサイト11A、具体的 に図3に示されるサーバ11aは、申込みのためのホー ムページ(申込み入力ページ)をインターネット端末1 6Aの画面に表示する(手続きP22)。この申込み入 力ページでは、定額電子クレジットカードサービスを受 ける条件として会員になるための登録画面が表示され

特開2002-32687

8 る。当該申込み入力ページでは、ユーザを特定するため の情報がその記入指定欄に書き込まれる(手続きP2) 8)。書込み事項としては、ユーザ16の氏名、住所、 電話番号、引落し銀行、口座番号、Eメールアドレス等 である。さらに定額電子クレジットカードで設定される 金額についての選択情報もユーザ側から与えられる。こ れらの情報を提供した後に、その受付けが完了し、金融 機関13での口座および残高の確認、登録がなされ次第 (手続きP41)、ユーザ16に対して会員としての登 が発行される(手続きP24)。この場合において、ユ ーザ16に対して定額電子クレジットカードを使用する 際に必要な情報としてユーザ園有のIDとパスワードが 通知される。同時に、会員登録に関する情報はソフト販 売会社12の側にも必要に応じて通知される(手続きP 25)。以上により、定額電子クレジットカード利用の ための会員登録と定額電子クレジットカード発行の申込 みプロセスが完了する。

【0028】前述の申込み方法では、申込み用のサーバ 11aに用意された申込み入力ページに直接的に必要な 情報を審き込むことによって登録手続きを行う構成で説 明した。しかし、この申込み手続きは、上記のプロセス に限定されない。例えば、ユーザの側からEメールで氏 名と住所だけの情報を与えて会員登録の申込みを行い、 その後に、定額電子クレジットカード発行事業体11か ら正式申込み書を送って必要事項を記入してもらい、そ の返送された申込み帯に基づく金融機関での口座および 残高の確認、登録を待って、会員登録を完了するように することもできる。

【0029】また事業体11から発行される定額電子ク レジットカードは、既存の現実のクレジットカードに似 せて有体物のカードとして作り、郵送にて会員ユーザに 発送するようにすることもできるし、単にインターネッ ト14上で使用可能な仮想的なクレジットカードとして 構成し発行することも可能である。

【0030】上記のようにして発行された定額電子クレ ジットカードを用いてサービスの提供を受けることが可 能となる。そこで次に、さらに図2を参照して定額電子 クレジットカードの利用の態様を説明する。会員となっ 40 たユーザ16は、インターネット端末18Aから再び定 額電子クレジットカード発行事業体11のウェブサイト 11Aにアクセスする(手続きP31)。このアクセス は、商品購入のためのアクセスである。このアクセスで は、図3に示されるように商品注文用のサーバ11bに アクセスする。このサーバ11bによってソフト商品注 文ホームページ21が開かれる。このソフト商品注文ホ ームページ21に設けられた会員IDとパスワードの各 々の書込み欄にIDとパスワードを入力すると、提携関 係に基づいて登録されたすべてのソフト販売会社12の 商品販売ホームページ(ソフト販売ウェブサイト12 50

(6)

A) がリンク関係に基づいて示される。そこでユーザ1 6は、いずれかのソフト販売会社12の商品販売ホーム ページを選択すると、リンク関係に基づいてソフト販売 ウェブサイト12Aに移る(手続きP32)。次には、 ソフト販売ウェブサイト12Aからユーザ16のインタ ーネット端末16Aに対して商品表示・注文受付けペー ジが提示される(手続きP33)。 ユーザ16は、イン ターネット端末の表示画面に示された商品表示・注文受 付けページを見て購入を希望するソフト商品を選択し、 注文を出すと共に、自身の定額電子クレジットカードを 10 決済に使用するためにIDとパスワードの情報を与える (手続きP34)。ソフト販売ウェブサイト12Aの側 では、注文と定額電子クレジットカードの情報を受け、 サーバ116においてユーザ16のクレジットカード使 用可能金額を照会後、支払いが可能である(手続きP4 2) ことを条件に、注文ソフトをユーザ16のインター ネット端末16Aへのダウンロードを許可する(手続き P35)。併せて、ユーザ16に対して定額電子クレジ ットカードの使用金額(残高)を通知する。ユーザ18 の定額電子クレジットカードの使用情報に関する情報は 20 事業体11に対しても通知され、会社データベース19 におけるソフト販売会社の情報および会員データベース 18における会員の情報は速やかに更新される(手続き P36)、以上によって定額電子クレジットカードを利 用したソフト購入のプロセスが完了する。

9

【0031】図3では、ユーザがインターネット端末1 6 Aを操作して定額電子クレジットカードを利用してソ フト商品を購入する前述のプロセスを、構成的図解にて 示している。図8におけるルート31は図2を参照して 説明したソフト商品の注文の経路を示す。注文したソフ 30 ト商品は、商品注文用サーバ12aからユーザのインタ ーネット端末16Aに直接にダウンロードされる。また ルート32に示すごとくユーザはインターネット端末1 6Aから直接的にソフト販売ウェブサイト12aのサー バ12aにアクセスしてソフト商品を注文して購入する こともできる。ただし、この場合、ソフト販売会社12 が定額電子クレジットカード発行事業体11と提携関係 にあり、定額電子クレジットカードを使用することを許 可していることが条件になるのは勿論である。

【0032】定額電子クレジットカードの使用代金は、 金融機関13の指定口座から自動的に引き落とされ、ソ フト販売会社12に送金され、その一部はカード使用手 数料として事業体11に支払われる。定額電子クレジッ トカードの使用代金については、通常インターネット上 のウェブサイトでの閲覧もしくは金融機関13発行の明 細を参照するものとし、請求があれば、発行手数料、郵 送料等をユーザ16が負担することを条件にして、その 負担金額を加えた領収書がユーザ16に発行される。 【0033】定額電子クレジットカードの利用形態とし ては様々な変形例が考えられる。例えば、この定額電子 50 16 特開2002-32687 10

クレジットカードは比較的に小額となるように上限金額 が抑えられている。従って、高額のソフト商品を購入す るときには、利用が不便になる。そこで、定額電子クレ ジットカードを複数ロ(複数枚)手に入れるようにする こともできる。

【0034】定額電子クレジットカードを小額取引用に 使用される場合、定額電子クレジットカードで設定され る金額は、例えば1か月等の一定期間の予想取引金額を 想定して定められることが好ましい。また、当該口座の 残高が一定期間での予想取引金額に満たない場合は速や かに会員登録を取り消すものとする。このようにすれ ば、ソフトウェア会社の代金回収不能による損失もカー ドの上限額を越えることはなくなる。

[0035]

【発明の効果】以上の説明で明らかなように、本発明に よれば、次の効果を奏する。

【0036】比較的に小額に上限が設定された定額電子 クレジットカードであるので、インターネットを利用し て各種ソフトの無体物簡品をダウンロードで購入する場 合に安全にかつ簡単に購入することができる。特に中学 生等の未成年者がゲームソフト等を購入する場合に、中 学生等の小遣いの範囲内で利用することができ、電子決 済の安全性を確保しつつ教育的な観点からも好ましい。 【0037】またソフトウェア会社は、従来以外の販路 を設けることができ、安全に安価で良質のソフトウェア を提供することができる。このことはソフトウェア会社 の経営の安定性をもたらし、さらなる安価で良質のソフ トウェア開発にも寄与するものである。

【0038】従来より既存する現実のクレジットカード の利点を生かしつつ、同様な機能を有する定額電子クレ ジットカード・エンティティをインターネット上での電 子決済として利用することができ、安全性および利便性 が極めて高いものである。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る定額電子クレジットカードシステ ムを実現するための関連する組織(企業)とユーザの関 係を示す全体的な組織構成の概念図である。

【図2】クレジットカード申込みウェブサイトを中心に して申込み手続きとクレジットカード入手と商品の注文 ・購入のプロセスを説明するための時系列に基づく関係 図である。

【図3】本発明に係る定額電子クレジットカードシステ ムの利用態様例をインターネットを中心に示す構成図で ある。

【符号の説明】

40

11	定額電子クレジットカード発行事業体
12	ソフト販売会社
13	金融機関
14	インターネット
16	ユーザ(会員)

(7)

#### 特開2002-32687

## 図1]

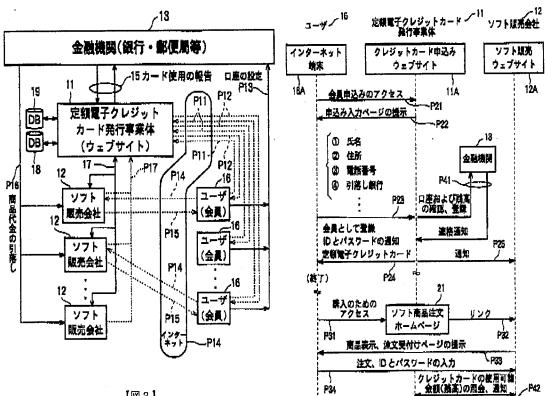


注文ソフトのダウンロード、残高の遅知

P85

定観電子クレジット カードの使用情報の運知

Pad



23

